

対話の広がり

人材発見・新・自治会

パレットガーデン自治会

町で13番目の自治会・パレットガーデン自治会が誕生し、1年半が過ぎました。居住者である私ほ。最近、自治会発行の行事案内ポスターを頻繁に目にしていました。パレットガーデン番館の入居開始から5年。自治会誕生までに数多くの検討を重ねた末、現在加入率9割を誇る大所帯の自治会になりました。

発展の力基は、対話の積み重ねにありました。

まちづくり情報特派員

前田 せつこ

運営の経過・状況

開成駅東側に立つ高層マンション314世帯。自治会が誕生するまでは、下島自治会の中の一つの地区として運営されていました。

当時は、①交流部②環境防災部の2部でスタート。その後、昨年4月1日、パレットガーデン自治会の誕生とともに、交流部から福祉部が独立して、現在3部門で、運営されています。

試行錯誤しながらの自治会行事

自治会を立ち上げて2か月の昨年6月、初めて開催した行事が『ふれあいサロンの会』でした。開催にあたり役員の皆さんで、「顔と名前すら分からないのだから、お茶飲みだけでいいのではないか」「1回目だからこそ、何かをやりたいよ」など忌たんのない意見を交わされたそうです。

発足当初ということ、予算化されていないからと、悩んでいた役員さんたち。意見を交わすうちに、役員の中に「活断層」をテーマに講師ができるかたがいることがわかりました。

講座を開催した結果は大好評で、「次はどんな講座をやるのですか」「こんな講座もできるのでは」と提案や要望が届いてきたそうです。

その後、県立生命の星・地球博物館に勤務されている講師を迎えての「酒匂川バードウォッチング」や生命の星・地球博物館への日帰り見学バス旅行を開催しました。また、「いきいき健康体操」は、すでに月2回開催で定着していますが、単独で開催しているのは、町内でもパレットガーデン自治会だけとのこと。

そして、よみかせ会やパークゴルフも、着実に進められ、自治会の恒例行事となったそうです。

みんなで試行錯誤を重ねながら徐々に軌道に乗っています。

みんなが集う共用棟

マンション居住者が、集会などを行うための施設、共用棟。そこを拠点に興味を生かして習い事を始めたかたがたがいます。また、管理組合による「AEDの使い方講習会」が行われるなど、居住者が集い、対話する中心の一つになっています。

今後も徐々に成長

さて、1年半の間に、「ふれあいサロンの会」で講師を務めた自治会員は、現在2人。まだまだ、ほかに、名前が挙がって来ているそうです。「大勢の人材がいっぱいしゃるんですよ」と、楽しみに語られる役員さんは、宝物を探す少年のようにも見えました。

また、「行事によっては下島自治会と合同で行うものもあります。下島地域の中にあるパレットガーデンということを基本に据えて徐々に拡大していきたい」とも話されていました。

役員さんを中心に、一人一人が対話を重ねていくなかで、胸襟が開かれ、自治会が発展していくと実感しました。

自治会活動は、住みよい地域づくりのため、たいせつなことです。各自治会から、心地よい環境をいただいていることに感謝しつつ、それぞれの距離感でかわってみたいと思います。



AEDの使い方講習会

裁判員制度特集 第4回

裁判員に選ばれたら (具体的な疑問)



裁判員に選ばれた場合に、何日ぐらい裁判に参加するのか、裁判は1日何時間ぐらいかかるのか、また、どのような負担や義務が課せられるのかなど多くの疑問があるのではないのでしょうか。

今月号では、実際に裁判員に選ばれた場合に気になる裁判員の負担や義務について紹介します。

●横浜地方裁判所総務課 ☎045-201-9631 (代表)

開成町選挙管理委員会(総務課) ☎84-0310

裁判員に選ばれた場合の 時間的負担

Q 裁判員は何日ぐらい
裁判に参加するのかわかるか?

A 実際に裁判員として裁判所に行くことになる日数は、それぞれの事件の内容により異なります。

しかし、裁判員が参加する裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官・検察官・弁護人の三者で、ポイントを絞った円滑な裁判が行われるように事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするために公判前整理手続が行われます。

また、できるだけ連続した日程で裁判を行うことになっていますので、約7割の裁判は三日以内に終わると見込まれています。

Q 裁判員が参加する裁判は、
一日何時間ぐらいかかりますか?

A 一日にどのくらいの時間、裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決められますが、概ね昼食時間を除いて、一日に5時間から6時間程度と考えられています。

裁判員に選ばれた場合の 経済的負担

Q 日当や交通費などは支給されますか?

A 裁判員候補者や裁判員として裁判所に行かれるかたには、日当や交通費が支払われ、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合には宿泊料も支払われます。

日当の具体的な金額は、裁判員候補者のかたは一日あたり8千円以内、裁判員に選ばれたかたは一日1万円以内で、選任手続や審理などの時間に応じて決められます。

なお、日当などは、事前に裁判所にお知らせいただいた預金口座への振込により支払われます。

守秘義務

裁判員や過去に裁判員を経験されたかたには、法律の規定で、一定の

秘密を守る義務(守秘義務)が課されています。この守秘義務の違反に対しては罰則が定められています。

ただし、守秘義務が課されている内容に触れずに、裁判員としての職務を行った経験や感想を述べることは何ら問題ありません。

Q 守秘義務の対象となる秘密とは?

A 守秘義務の対象となり、漏らすことが禁じられる秘密には、評議の秘密と裁判員としての職務を行う際に知った秘密とがあり、その内容は次のとおりです。

対象	例
評議の秘密	どのような過程を経て結論に達したか 裁判員や裁判官がどのような意見を見せたかその数、反対した意見の数 評決の際の多数決の数
評議以外の職務上知った秘密	被害者など事件関係者のプライバシー 裁判員の名前

裁判員制度特集スケジュール

	掲載号	掲載内容
第1回	8月号	刑事裁判の仕組みが大きく変わります
第2回	9月号	裁判員はどのようにして選ばれるのか
第3回	10月号	裁判員に選ばれたら(実際の裁判では)
第4回	11月号	裁判員に選ばれたら(具体的な疑問)
第5回	12月号	候補者となったことのお知らせが届いたら